

躍動



発行責任者 / 小林 政 仁
発 行 日 / 2024年11月1日

社報タイトル「躍動」は社内で掲げる2024年の標語です。

No. 221



代表社員 小林 政 氏 代表社員 小林 政 仁
税理士 須 賀 保 雄 税理士

税理士法人 小林合同会計
〒332-0032 埼玉県川口市中青木1丁目1番25号
TEL: 048-253-5668 FAX: 048-253-7602
URL: <https://www.kg-tax.jp>

12月の税務

- 12月10日
 1. 11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収税額(6月～11月分)の納付

- 本年最後の給与の支払を受ける日の前日
 2. 給与所得者の基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書・保険料控除申告書・住宅借入金等特別控除申告書の提出
提出先…給与の支払者経由, その給与に係る所得税の納税地の所轄税務署長

- 本年最後の給与の支払をするとき
 3. 給与所得の年末調整

- 翌年1月6日
 4. 10月決算法人の確定申告
<法人税・地方法人税・消費税及び地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
 5. 1月, 4月, 7月, 10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
<消費税及び地方消費税>
 6. 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告
<消費税及び地方消費税>
 7. 4月決算法人の中間申告
<法人税・地方法人税・消費税及び地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
 8. 消費税の年税額が400万円超の1月, 4月, 7月決算法人の3月ごとの中間申告
<消費税及び地方消費税>
 9. 消費税の年税額が4,800万円超の9月, 10月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(8月決算法人は2か月分)<消費税及び地方消費税>

- 12月中において市町村の条例で定める日
 10. 固定資産税(都市計画税)の第3期分の納付



※デスクマット等に挟んでご利用ください。



～社員旅行～横浜・浅草観光～



10月4日（金）に、社員旅行を行いました。新型コロナウイルスの影響により5年ぶりの開催となりました。今回、社員旅行初参加の若手の社員たちが中心となり幹事を頑張ってくれて、久々かつ新鮮な楽しい旅行になりました。天気にも恵まれ、素敵な思い出が出来ました。



横浜中華街を堪能した後、浅草にて飴細工と食品サンプルの体験をしました。飴細工は、見ていると簡単!? 作ってみると非常に難しく、奥深いものでした。食品サンプルは、初心者でも安心して楽しめました。自分で作成したとは思えないほどのクオリティ。まるで本物のような食品サンプルが出来ました。